

障害者スポーツにおける障害の非障害化の社会学¹

渡 正

順天堂大学

t-watari@juntendo.ac.jp

How Does Disability Sports Transform Impairments and Disabilities into a Resource ?

WATARI Tadashi

Juntendo University

Key Words: Player Classification System, Reasonable Accommodation Strategies, Utilization Strategies

1. 「障害は言い訳にすぎない」のか？

「2020 東京オリンピック・パラリンピック」は、コロナ禍という状況のなか様々な不安が指摘されながら 2021（令和 3）年 8 月 24 日から 9 月 5 日に開催された。東京大会には、161 の国・地域選手団に難民選手団を加えた 162 の選手団から合計 4,403 人の肢体不自由・視覚障害・知的障害のあるアスリートたちが参加した。このパラリンピック（およびオリンピック）では「多様性と調和」がテーマと位置づけられた。特にパラリンピックはオリンピックも含めた一連の動きの中で、この「多様性と調和」を体現するものとして取り上げられていた傾向にあり、社会の多様性の尊重や障害理解に資するパラリンピックというイメージが作られていった。もちろんこうしたイメージがどこまで今大会で呼びかけられ、パラリンピックが「多様性への理解」などに良い影響を与えると捉えられていたかについては、詳細なメディア分析を行う必要がある。とはいえ、概ねパラリンピックをめぐるメディア報道は、この大会が良い影響をもたらすことを基調としていたといえる。

しかしながら、パラリンピックに対しては、これまでもいくつか課題が指摘されている（渡 2019, 2020）。渡は、パラリンピックの課題を、5 つほどにまとめている。それは（1）パラリンピックでは「多様性」が指摘されながら、参加する障害者は、肢体不自由・視覚障害・知的障害に限られ、たとえば「ろう者（聴覚障害者）」や「精神障害者」等は含まれていないこと、（2）パラリンピックに注目が集まるあまり、パラリンピック

競技・種目になっていないスポーツが多くの人びとの注目から外れること、(3) パラリンピックがスポーツであるがゆえに、「できること」に価値を置く、エイブリズム(ableism)」に陥ってしまうこと、またそれゆえ、「超人的」なパラアスリートが健常者の多くにとっての「障害者像」として形成されてしまう可能性があること、(4) パラリンピックにおいてジェンダー・セクシュアリティの不平等が存在していること、(5) パラリンピック出場に関する国家間の経済・文化的格差が存在すること。以上である。

この他にも課題は指摘されている。たとえば、星加良司は時事通信社のインタビューにおいて次のように述べる。

パラリンピックというのは「障害の社会モデル」いう考え方を社会に普及させるといふ観点からは、「危ういコンテンツ」だと私は言い続けてきました。結果として、社会モデルが劇的に広がるような契機にはやはりならなかったのではないかと現時点では考えています。(中略)(パラリンピックが重視する)四つの価値のうち三つまでもが個人の努力と克服を強調しており、社会の偏りやゆがみに焦点を当てるものではないため、社会モデルの理解にはつながりにくいのです。(星加 2021 カッコ内は筆者による補足)

確かに星加が指摘する通り、パラリンピックに出場する選手には、競技に関連する「最小限の障害」規定がある。ここでの「障害」とは社会的なディスアビリティではなく、個人的なインペアメントによって規定されており、障害者/健常者の枠組みが実体的に組み立てられている。また渡の指摘の(3)のように、スポーツがもつエイブリズムという前提は、障害を個人が克服すべきものとして、またパラリンピアンはまさにそれを克服した個人として表象されることによって、障害の「個人モデル」的な理解を再生産し、社会モデル的理解を後退させるものになってしまう。

障害者スポーツを PR するイベント用に東京都が制作し、のちに撤回されたポスターがある。パラバドミントンの杉野明子選手の写真が用いられ、杉野選手の名前、種目名(バドミントン)、クラス分け(SU5(上肢障がい))という情報とともに、「障がいは言い訳に過ぎない。負けたら、自分が弱いだけ」のメッセージが掲げられたものだった。



図 1 撤去されたポスター

このポスターは杉野選手を始め、何名かのパラアスリートが登場して、都が主催するイベントへの注目を喚起する目的に作成されたものであった。しかし、この杉野選手のポスターに主にツイッターなどで批判が集まり、東京都はこのポスターをすぐに撤去し、ウェブサイトにはお詫びも掲載された。毎日新聞

によれば「杉野選手が過去のインタビューで語った「健常（者）の大会に出ているときは、負けたら『障がいがあるから仕方ない』と言い訳している自分があった。でもパラバドでは言い訳ができない。負けたら自分が弱いだけ」という言葉を元に、都が自らキャッチコピーの文章を作成し、「杉野選手が所属する日本障がい者バドミントン連盟の確認を経て」掲示されたものだったという（毎日新聞 2018年10月17日）。

このポスターの何が問題とされたのだろうか。上述の毎日新聞の記事でコラムニストの小田嶋隆は次のように指摘している。

選手が自分の思いとして語るのは理解されるが、この言葉だけを取り出してポスターとして張り出せば、他の障害者も言い訳をするなというメッセージ性を帯びる。

公の機関である都が発するメッセージとしてこのように受け止められる可能性があることを、作製過程で誰も指摘しなかったのか。（毎日新聞 2018年10月17日）

小田嶋の指摘から、このポスターはパラリンピックやアスリートのもつ「個人モデル」的障害理解および「能力主義（エイブリズム）」的側面が発露したものとして理解されたのだといえよう。その指摘を敷衍すると、このポスターの批判には次のような理解を前提としていることがわかる。「障害を言い訳にしないのでない」という言葉は、障害（インペアメント/ディスアビリティ）ゆえになにかできないことがあり、その「できないこと」が、障害当事者に帰責されたうえで、「できないこと」ではなく「しないこと」として「障害」を理解していることを意味する。したがって、この言葉は、多くの障害者にとっては、「なにかできないことがあること」に対して「（本当はできるはずなのに）できていない（からもっと努力せよ）」と、能力主義的な観点から杉野選手が主張しているように読めるのである。特にそれがパラアスリートという身体を軸にした能力主義の体現者から発せられることで、他の障害者への非難として読むことができた。このように解釈することによってポスターの批判が成立する。このポスターをめぐる批判についてはこれ以上立ち入ることはやめる。なぜなら批判者の読解が適切か否かを指摘することが本稿の目指すものではないし、ポスターのメッセージを読み解くことを目指しているわけでもないためである。

そこで、ここでは次の点を指摘してみたい。それは、「なぜアスリートは『障害は言い訳に過ぎない』と述べるのが可能であったのか？」である。このポスターの言葉が仮に素朴な能力主義（エイブリズム）に根ざしているとしても、どのような理路によってこの言葉を述べるができていたのだろうか。このことは検討する余地があるだろう。もちろん一つの説明として、このアスリートがもともと、「できない障害者」をエイブリズム的に劣位においているという説明もありえる。だが、こうした見方はポスターに対する批

判をアスリートや製作者という特定の個人にむけることにもなってしまふ。この点で別の理解の仕方を模索すべきだろう。

そこで浮上する考えが、スポーツの世界が作り上げている仕組みが、アスリートがスポーツを行うにあたって「障害を言い訳にしない」ようになっている、というものである。その仕組みが障害者スポーツの外にいる人々には理解されていないことで、誤解を生んでいるという可能性もある。本稿はこの視点にたつことで、スポーツの世界が如何にして「障害を言い訳にしない」仕組みを成立させているのかを考えてみたいのである。ここから障害者スポーツやパラリンピックの競技、パラスポーツが持つ可能性、すなわち人々がどのような障害があるかにかかわらず社会・スポーツに参加できるのか。またそこに健常者も包摂しうる可能性を検討したい。スポーツを可能にしている論理の中に、この問いの答えが見つかるのではないだろうか。では、障害者スポーツやパラリンピック・スポーツにおいて特有の論理とは何を検討すればわかるのだろうか。そこで以下ではまずパラリンピック競技全体の特徴を見ていこう。

2.障害者スポーツが持つ障害に対応する方略

2-1 インペアメントとディスアビリティ

パラリンピックスポーツには、オリンピックには該当競技がないパラリンピック特有の競技がある。たとえばボッチャやゴールボールなどはこれに当たるだろう。一方、すでにオリンピック競技・種目となっていて、それをもとに改造されたものもある。座って行うシッティングバレーボールや、視覚障害者が行う5人制フットボールや車椅子バスケットボールなどがそれである。また、最近使用されることが多くなった「パラスポーツ」という語を用いればパラリンピックにはないが多くの人に楽しまれているものも多くある。それは例えば、車椅子ソフトボールなどが当たるだろう。

こうした障害者スポーツを考える際、障害の社会モデルにおける障害の2つの相に着目することもできる。障害の社会モデルにおいては、「障害」はインペアメントとディスアビリティに分けることができる。ここでインペアメントは「手足の一部、または全部の欠損、あるいは手足の欠陥や身体組織または機能の欠陥をもっていること」であり、ディスアビリティは「身体的なインペアメントをもつ人々をまったく、またはほとんど考慮せず、そのことによって彼らを社会活動の主流から排除する現在の社会組織によって生じる不利益、または活動の制約」(UPIAS 1976: 3-4)とされる。社会モデルをどのように理解し実践するかについては種々の立場がありうるが、榊原が指摘するように「障害の社会モデルは、身体の問題である損傷(インペアメント)と社会の問題である障害(ディスアビリティ)を区別」(榊原 2019: 161,カッコ内は筆者)するところに特徴があるといえる。

障害者スポーツにも、この障害の2つの側面であるインペアメントとディスアビリティに対応した仕組みが準備されていると考えることができるだろう。ここでインペアメント

は個人の身体の問題であり、個々人の身体の「ままならなさ」であると表現することができるだろう。一方ディスアビリティは社会の問題であり、個々人が経験する生きる際の「めんどくさいこと」であると平易に表現することが出来るかもしれない。図2は障害者スポーツがインペアメントとディスアビリティにどのように対応しているかを示した見取り図である。インペアメントに対しては「合理的配慮方略」と「活用方略」によって、ディスアビリティには「クラス分け」によって対応している。クラス分けはその方法によって3つにさらに分けることができる。以下ではこの図2にしたがって各方略を検討していこう。

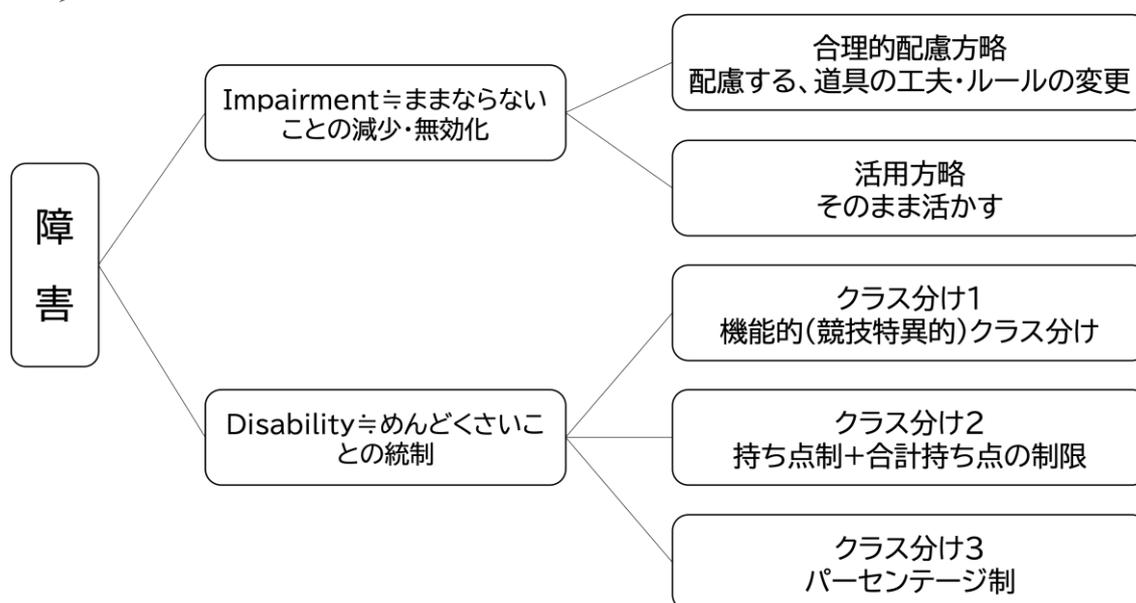


図2 障害の2つの相とスポーツにおける対応

2-2 インペアメントを減少・無効化させる合理的配慮方略と活用方略

スポーツ参加を阻む、個々人の「ままならなさ」としてのインペアメントに対する方略は、2つに細分化することができる。それが「合理的配慮方略」としての道具の工夫・ルールの変更であり、もう一つがインペアメントをそのまま活かす「活用方略」である。

前者はインペアメントを補い、スポーツ参加を可能にするために、種々の合理的配慮によって障害のある人のスポーツ参加を可能にするものである。すなわち、切断者に対する義足や車椅子は道具の工夫によって、切断というインペアメントの意味を減少させ、スポーツ参加を促進している。ボッチャでランプと呼ばれるボールを転がす滑り台のような器具を使ったり、ブラインドマラソンでガイドランナーと共に走ったりすることもこの「合理的配慮方略」と捉えることができる。この道具が進化することは、よりスポーツに適切な道具が用意されることであるため、スポーツ参加を促したり、よりよりパフォーマンスを発揮したりすることができるようになるだろう。日常生活用の義足よりも、炭素ブレードのみの義足のほうが走りやすくなることがその一例である。ただし、あまりにも道具に

組み入れられるテクノロジーの高度化が進むと、道具を手に入れるためのコストが大きくなり、容易に参加することが難しくなる可能性もある。また、同様に、競技に最適化した道具は、価格が高くなりがちになることも参加が難しくする場合がある。

この「合理的配慮方略」は、道具の利用にとどまらず、ルールの変更による対応も含めて考えることができる。たとえば、車椅子テニスでツーバウンドまで許可するというルールは、車椅子使用での加速の遅さに対する配慮としてルールが変更されている。車椅子バスケットボールにおけるダブルドリブルの廃止は、車椅子を使用する身体という特性とドリブルをするという技術の相性の悪さ、つまりボール保持者がドリブルをして進もうとすると必ずボールを足の上に置くなどして「持つ」必要があることへの配慮である。視覚障害者スポーツにおいて競技環境を静穏に保つのは、聴覚を利用することによってスポーツをすることに対する配慮となるだろう。それらによって、人々はスポーツへのアクセス可能性を高めることができるのである。

後者の「活用方略」は、インペアメントそのものを基盤としてスポーツを編成することによって、障害のある人のスポーツ参加を可能にする取り組みと考える事ができる。たとえばブラインドサッカー（5人制サッカー）では、キーパーを除くフィールドプレイヤーは、個人の視力等に関わらず、全員がアイマスクを着けることによって、全く見えない状況を作り出し、それを基盤としてゲームが実施される。同様に、シッティングバレーボールは、主に下肢切断や麻痺の選手によって実施されるが、義足などの代替手段をとらず、「立てない」のではなく「立たない」ことを基盤にしてゲームが組み立てられている。あるいは車椅子バスケットボールにおいて車椅子に乗ることは合理的配慮方略でもあるが、全員が「車椅子に乗る」という状態を作り出す、と考えると活用方略でもあるだろう。

いずれにせよ、このような取り組みは、見えないことや立てないことというインペアメントがディスアビリティとなりやすいスポーツにおいて、参加者を一様の状態におくことで「みえないこと」というインペアメントを無効化させている。ゴールボールでは、「みえないこと」よりも「聞こえること」がゲームの中で焦点化されることになり、インペアメントは競技遂行上のディスアビリティにはならず、非障害化²されているといえる。これが「障害を言い訳にしない」仕組みの1つ目の方向性である。

こうしたスポーツの変更を、教育分野からの用語を用いて「アダプテッド・スポーツ³」として理解することもできるだろう。これらふたつの方略は個人のインペアメントがスポーツにおいてディスアビリティとなってしまうことへの対応として、インペアメントを減少/無効化することで障害者のスポーツ参加を可能にする仕組みとしての側面が強いものであると理解できる。こうした道具の工夫やルールの変更は、障害者スポーツ/パラリンピックにおいて顕著な特徴であるだろう。注意したいのは、道具の工夫やルールの変更が特徴であるというよりは、道具の工夫やルールの変更、クラス分けによってインペアメントの減少/無効化が志向されることに障害者スポーツの特徴があると考えべきである。

2-3 クラス分けの機能

一方、個人のインペアメントをスポーツの過程や結果に反映させないという観点から障害者スポーツ・パラリンピックスポーツを検討することができる。端的に言えば、ディスアビリティのコントロールとしてのクラス分けであり、「障害を言い訳にしない」仕組みの2つ目の方向性である。このクラス分けについては、障害者スポーツやパラリンピックに特徴的な仕組みでもあるので、やや詳しく説明してみたい。

パラリンピックを統括する国際パラリンピック委員会（以下、IPC）はクラス分けを次のように説明している。「パラスポーツでは、選手は障害（インペアメント）による活動制限の程度によってグループ分けされる。これは、ある程度までは、年齢、性別、体重でアスリートをグループ分けするのと類似している（中略）クラス分けの目的は、スポーツでの卓越性がどの選手やチームが勝利を収めるかを最終的に決定するように、選手のパフォーマンスに対する障害（インペアメント）の影響を最小限に抑えることである」（IPC、カッコ内は筆者）。Connickらは、クラス分けの機能は競技者を異なるクラスに分け、各クラスがスポーツにおいてほぼ同じ程度の困難さを引き起こす障害（インペアメント）からなることを保証するものであるという（Connick et al. 2018）。飛松も「障害者の競技スポーツでは男女別の区分に加えて競技における機能性によってグループ分けを行う。これをクラス分けという」（飛松 2019: 43）と述べている。あるいは三井らも「クラス分けは障害のある競技者を公平にグループ分けすることである。クラス分けはパラリンピックを目指す競技者にとってはアンチドーピング同様に公平性を守るシステムであるといえる」（三井ら 2021: 44）と述べている。このように、クラス分けは、競技の参加者を一定の基準に沿ってグループをつくり、そのグループ内で競争が実施されるようにする仕組みであるといえる。

また、Connickらはクラス分けなしにはパラリンピックは存在出来ないと述べる。なぜなら、クラス分けは、まずもって誰にパラリンピックの参加資格があるのかを分類するシステムであるからだという。クラス分けは、障害（インペアメント）のあるアスリートのために、パラリンピックスポーツを保護するためにある（Connick et al. 2018）。ここでの障害者とはまずもって「障害のある人（person with impairment, impaired person）である。つまり、誰がパラリンピックに参加できるのか、参加者の範囲を確定するのがクラス分けでもある。パラリンピックにおいて「障害」とは「その競技を行うにあたって何らかの支障があること」（飛松 2019: 40）であり、これが参加資格となる。そのため、「最低限の障害（minimum impairment criteria）」が定められる。この確定に用いられるのはインペアメントとなっており、クラス分けとは障害・障害者の確定という役割を果たすことになる。さらに、パラリンピックにおいては、「最低限の障害」という概念・基準によって独自の「障害者」の範囲が存在していることも注意が必要である⁴。

クラス分けは、障害のある人を選抜したあとに、競技者をいくつかの基準に沿ってさらに分類することによって同じクラスに属した選手のスポーツのパフォーマンスに与える困難さを同一レベルに統制する。それらによってクラス分けはパラリンピックの競技を成立させている。

クラス分けはパラリンピック内外という範囲の確定に争点がある。これについては4節で述べる。そこで、以下の3節では競技者の分類の方法と基準について検討していくこととする。

3.障害を言い訳にしない仕組み

3-1 クラス分けの概要

ある特定の基準に従って競技者を分類するクラス分けの機能は、障害者スポーツ／パラリンピックに特徴的な仕組みであるともいえる。IPCは、障害者スポーツ／パラリンピックスポーツの問題として、「障害 (impaired) の少ない選手が常に勝ってしまうような、一方的で予測可能な競技」になってしまう可能性を挙げている (IPC WEB ページ)。

こうした障害 (インペアメント) をどのように取り扱うかについては、障害者のスポーツ活動が始まった当初から問題であり続けている。したがって、インペアメントを扱う方法としてのクラス分けは、大きな関心事であった。渡邊らは IPC が主催する国際会議での一般研究発表の約 20%、ポスター発表の約 13%がクラス分けについての発表だったことを報告している (渡邊ら 2018)。

障害者スポーツにおけるクラス分けは、障害者のスポーツ活動が競技性を持つ過程においていくつかの特徴とともに変遷してきた。バックリーは 1960 年に行われたローマパラリンピックにおいて医学的検査に基づくクラス分けが行われ、このときは脊髄損傷者が対麻痺か四肢麻痺か、あるいはそれらが完全麻痺・不全麻痺かを判定するものだったと述べている (Buckley 2008: 90)。また、1976 年のパラリンピックでは、切断者や視覚障害のアスリートが参加したことで、8 つのクラスが用いられたという (Buckley 2008: 90; Connick et al. 2018: 392)。

障害者のスポーツ活動の当初から実施されてきたとされるクラス分けの用語法については、文献ごとに違いがあるが、おおよそ次のように整理できるだろう。まず、医学的な知見を中心に障害 (インペアメント) を診断・分類していく医学的クラス分けである。パラリンピックでは、肢体不自由と視覚障害、知的障害を区別することから出発し、特に視覚障害と知的障害の区分

表 1 医学的クラス分けの例

下肢		上肢	
クラス	障害の内容	クラス	障害の内容
A1	両大腿切断	A5	両上腕切断
A2	片大腿切断	A6	片上腕切断
A3	両下腿切断	A7	両前腕切断
A4	方下腿切断	A8	片前腕切断
上下肢			
A9		上下肢切断	

中森(2008: 610)より

が行われるため、障害別クラス分けとも呼ばれる。また 1988 年のソウルパラリンピックまでは、肢体不自由においても基本的に医学的な観点から行われ、表 1 にあるように単にインペアメントを区別することがクラス分けとして行われていたといえる（中森 2008: 610-611）。

その後 1992 年のバルセロナパラリンピック以降、機能的クラス分けが実施されるようになる。医学的クラス分けは医学的診断が重視され、「競技に影響する競技者の運動機能の評価は十分に考慮されていなかった」（指宿ら 2016: 220）。そこでより選手のパフォーマンスの発揮という点を考慮した機能的クラス分けが行われるようになった。そしてこの機能的クラス分けは、より各スポーツ競技・種目の特性を考慮した上で選手のパフォーマンス発揮を検討する形（競技特異的クラス分け）へと変化している。また今後はより科学的知見に基づくクラス分け（Evidence Based Classification System, EBC System）が求められているという（Connick et al. 2018; 指宿ら 2016）。ただし、競技特異的クラス分け、EBC へ至る道筋は、いずれも機能的クラス分けに基盤を持つ。そのため以下で「機能的クラス分け」と述べた場合にも、競技特異的クラス分けや EBC を含むものとする。

以上の医学的/障害別クラス分け、機能的クラス分け（競技特異的クラス分け）（図 2 におけるクラス分け 1）を基に、実際の大会においては、クラスを統合したりして運用する方法が用いられており、「統合的クラス分け」と呼ぶことがある。厳密にはこれはクラス分けの方法ではなく運用の仕方である。競技の中で必要とされる機能が同じであれば、クラスを統合して実施することになる。たとえば、水泳や卓球では競技における機能が同等なら障害の種別を問わないとする。これは機能的クラス分けが当該競技を基準に実施されるようになると、必然的に要請されるようになるだろう。なぜなら、機能的クラス分けが競技特性の視点から各人のインペアメントを分類するのであれば、障害種別のような医学的視点とは異なる分類となっていくためである。そのためこのようなクラス分けに対して、「統合的」の語を用いない者もいる。一方、一般的に「統合的クラス分け」は車椅子バスケットボールや車椅子ラグビーのようなチームスポーツ、アルペンスキーのような競技参加者が少ないスポーツでその運用上求められ、実施されている。

3-2 インペアメントを統制する 3 つの方法

2 節では、障害者スポーツの特徴をインペアメントの減少・無意味化、ディスアビリティのコントロールという 2 点から確認した。インペアメントの減少・無意味化の方法として「合理的配慮方略」と「活用方略」があり、インペアメント・ディスアビリティのコントロールには 3 つのクラス分けの方法があった。では、この機能的クラス分けや統合的クラス分けはどのようにインペアメントを統制しているだろうか。

機能的クラス分けは、障害の種別よりも各競技に関連する身体機能や運動機能の発揮状態と競技特性を勘案しクラスを分ける仕方である。陸上競技や水泳が典型的で、多くの障害者スポーツ・パラスポーツで用いられている。この時、元になった機能的クラス分けではクラスが異なっても、実際の競技場面において大きな差がなければ同時に競技することがある。たとえば水泳でいえば、下肢切断と下肢まひは、脚部を使わないで泳ぐ、すなわち泳力にキックが含まれないという意味で同等のクラスに分けて差し支えないと考えることになる。したがって、このクラス分けで同一のクラスに入ったならば、その選手たちの残存している身体能力による泳力はほぼ同一とみなすことができる。そのため「障害 (impaired) の少ない選手が常に勝ってしまうような、一方的で予測可能な競技」になる可能性を減じることができるのである。換言すれば、競技によってどのような身体がディスアビリティとなりえるかは異なるため、その視点から異なるインペアメントであっても同一のディスアビリティとみなされるのである。この時、このクラス分けは参加者のディスアビリティがなくなるように統制するというよりは、同じ程度のインペアメントの水準をいくつかつくることで、そのグループ内に位置づけられるアスリートたちのディスアビリティが実質的に無意味化される方策と捉えることができるだろう。したがってこの場合、各クラスは競技に対するディスアビリティのレベルごとに別の「種目」としてイベントが作られていることになる。

続いて図2におけるクラス分け2として、主に車椅子バスケットボールや車椅子ラグビーで採用されている方法をみてみたい。これも出発点は機能的クラス分けである。車椅子バスケットボールでは機能的クラス分けによって、それぞれの選手に1.0から4.5までの点数が与えられる。これを持ち点と呼び、0.5点刻みで与えられる。このように各選手は1の位の点数で示されるクラスが与えられる。点数が高い選手は障害が軽く、点数が低い選手は障害が重く、とひとまず考えて良い。持ち点が高い選手たちをハイポインター、低い選手をローポインターと呼ぶ。車椅子バスケットボールのゲームは、実はこの持ち点と同じ選手同士でチームを作っていくのではない。そうではなく、1チーム5人で行われる試合中、5人の持ち点の合計が14.0以下であるように様々な持ち点を持つ選手たちを編成するのである。

ではこの方法はいかなる意味でディスアビリティをコントロールしているのだろうか。まず、この仕組みがインペアメントを持ち点に変換しているということが重要である。もう少し正確には車椅子バスケットボールのゲームの観点からインペアメントがディスアビリティとして理解され、そのディスアビリティの大きさに基づいて持ち点が付与される。つまり、上述の機能的クラス分けとは異なり、車椅子バスケットボールでは異なるインペアメント・グループに当てはまる個人が同時に参加しうる。その際、チーム全体の合計点が14.0以下という制限が導入されていることによって、インペアメントの非障害化が実質的に機能することになる。どういうことかといえば、14.0の制限の中では持ち点4.0や4.5

のハイポインターだけでチームを構成することはできず、1.0 や 2.0 のローポインターが必要になる。このため、1 つのチームには持ち点の低い選手から高い選手まで様々な選手が存在することになる。当然、相手チームも同様である。したがってこの場合、両チームの選手のインペアメントの構成は多様であっても、チーム全体としてのディスアビリティのレベルは平等化されているとみなすことができる。さらにこのゲームが車椅子という「固定的な幅」をもつ道具を使うことなどによって、ローポインターの存在がゲーム戦術のレベルでも重要となる。車椅子の使い方によっては、相手チームの得点源となるようなハイポインターをローポインターがディフェンスすることもできる。どのような持ち点の選手によってチームを構成するかは、チームの戦術的多様性を生む基盤となるし、競技を考えた場合ローポインターをうまく使うチームが強い傾向にある⁵。以上によって各自のインペアメントは出来ないことではなく、チームの資源として扱われるのである。このクラス分けが「実質的に」インペアメントの非障害化を達成すると書いたのは、個々人はゲームの中で、障害の違いを経験するからである。だが、それは大きなディスアビリティとしては理解されていない（渡 2012）。

さらに図 2 におけるクラス分け 3 としてアルペンスキーや自転車競技（トラック）などで用いられている方法を見ていこう。アルペンスキーのクラス分けはまず、障害種別に近い形で、立位・座位・視覚障害というカテゴリーに分けられる。その中で機能的クラス分けが行われる。ここまではこれまで見てきた 2 つのクラス分けとそこまで変わらない。大きく異なるのは、3 つのカテゴリー内で機能的クラス分けが行われても、そのクラスごとに実際のゲームが行われるのではなく、計算タイム制と呼ばれる仕組みで、参加者全員が同一のゲームに参加することになる点である。各選手が実際に滑ったタイムに、その選手が割り当てられたクラスごとに決まった係数をかけたタイム、すなわち計算タイムで順位を決定する方法が取られている。これによって、異なるクラスを超えてレースを行い、順位が決定されるのである。たとえば立位のカテゴリーでは片足の切断や上肢切断、上肢の麻痺などの様々なクラスの選手が一つのレースを行うことになる。もちろんこの場合、最大の争点となりうるのはクラスごとに割り当てられる係数をどのように設定するのかである。ただし、それが理想的な状態で均衡していた場合、この方法はいわばハンディキャップ制のような仕組みを取ることで、クラス分けやインペアメントの如何によらずに参加者すべてが同一にレースすることを可能にするといえるだろう。

いずれのクラス分けの仕方もそれぞれの形でディスアビリティを統制、コントロールすることによって、各人の障害が非障害化されているといえる。前節でみたインペアメントの減少・無効化の方法と、このディスアビリティの統制の方法は、障害者スポーツ/パラスポーツにおいて使われる、障害の 2 つの相に働きかける方法である。このことによって、障害のあるアスリートはただ「アスリート」として扱われ、競争することになる。したがって、そこでの勝敗には基本的にはアスリート個人の技術等の要素のみによって決まるこ

となる。すなわち、多くの障害者スポーツの競技の背後には、各人の障害を非障害化する方式が採用されているといえる。「障害は言い訳に過ぎない」という言葉が可能となるには、こうした障害者スポーツが作り上げてきた大きな仕組みであるインペアメントの減少・無効化の方法とディスアビリティの統制が存在しているのである。同時にこの「障害を言い訳にしない」仕組みは多くの人が参加しやすいようにする仕組みでもあるだろう。

こうした取り組みが必要であること自体が、人間の身体的状況が斉一ではないことの現れを反映しているとも言える。我々個人に違うところがあるからこそ、一緒に行くために、配慮することが必要となる。また、配慮することで、個々の違いを超えて、すなわちそれを言い訳にせず、スポーツ等を行うことができているのではないだろうか。これらは、社会全体ではまだまだうまく成立していないものの、スポーツでは一部行われているという意味でスポーツ＝社会に、障害者を包摂する方法を示しているとも言えるだろう。

4.やはり「障害は言い訳にすぎない」わけではない

4-1 機能的クラス分けだけで進むことの限界

以上、障害者スポーツが「障害（インペアメント）」を言い訳にしなくてもよいとする、その仕組みをみてきた。このような障害を言い訳にしない方法には大きな課題も存在する。それは、クラス分けが、障害者スポーツへの参加者の範囲を確定するという機能も持っていることと関わる。IPCが「最低限の障害」という概念を保持していることが端的にあらわれているように、何がインペアメントであるのかを確定することで、パラリンピックは「インペアメントのあるアスリート」のための大会となる。換言すればパラリンピックに参加するには、「障害者」である必要がある。

ここには樫田（2021）で考察されていたいくつかの課題が見て取れる。樫田が取り上げた、キャスター・セメンヤの競技参加資格や、マルクス・レームのオリンピック参加資格問題は、まさにクラス分けが、健常者/障害者、オリンピック/パラリンピックという境界線の維持確定に関わっている問題であることを示している。これは、健常者と障害者の厳格な区別を要求し、「障害のあるアスリート」であることをアスリートに要求する。一方で、その「障害者」の内部においては、本稿でこれまでみてきた方法でインペアメントを非障害化する論理でもあったといえるのである。範囲確定問題は、マルクス・レームがパラリンピックを超えてオリンピックに出場しようとした際の困難に明確にあらわれている（渡 2021）。マルクス・レームは、越境の可能性やオリンピック/パラリンピックの階層秩序を揺るがす可能性が現出した瞬間に問題とされた。それは樫田（2021）がいうように、「障害者」の位置に居続ければ問われない。またこの関係は片務的でありかつ一方向的である。「もしマルクス・レームがやっていることが不正なら、この不正の被害者は、健常者だけでなく他の障害者ジャンパーでもあるはずなのに（中略）『オリンピックへの出場』という片側だけでしか語られていない」（樫田 2021: 108-109）と述べるように、

障害者が健常者の領域に向かうときにのみ問題となる。これは、クラス分けがあくまでも、「障害者」を確定させ、その範囲内で非障害化を達成することに関わっているだろう。

また一方で、パラリンピックにおける「障害者」は、IPCが決めていることの問題もある。車椅子バスケットボールに見られるクラス分けは、バスケットボールに関連した身体能力の分類体系であり、その体系に基づいて1.0から4.5までの持ち点を付与し、5人の合計が14.0以下にするものである。重要なことは、この論理には、原理的に健常者/障害者の区別が含まれていないということである。だが、この点が2020東京パラリンピック大会前に問題とされたのだった。この問題はIPCが国際車椅子バスケットボール連盟(IWBF)に対して、一部ハイポインターが、IPCが定める「最低限の障害」の基準をクリアしていないと主張し、選手の出場を認めないというものであった。これは、IPCの「障害者」の定義と国際車椅子バスケットボール連盟の定義が食い違った例である。車椅子バスケットボールのシステム的には健常者を障害者スポーツに包摂可能である。一方、IPCはオリンピックとの関係上、障害者のみの大会である必要がある。この点が大きな問題だったといえるだろう。

4-2. どの方向に可能性があるか？

さて、本稿は、「障害は言い訳に過ぎない。負けたら自分が弱いだけ」とアスリートが述べることができってしまう障害者スポーツが持つ論理を追いかけてきた。これを導きの糸として障害者スポーツがインペアメントとディスアビリティに対応して両者を非障害化する様相を明らかにした。しかしながら、障害者スポーツが持っている非障害化の方略、特に合理的配慮方略やクラス分けは、それが「障害者」の確定という機能も持っているがゆえに、障害者カテゴリ内でしか機能していないように見えるし、そのカテゴリを越境する際のコストは障害者側だけが支払わなければならない状態にある。この課題を是正できる可能性はないだろうか。換言すれば、障害者側の片務的な状態ではない形で、人々がスポーツに包摂されることは可能だろうか。すなわち、障害者スポーツの可能性を、健常者の逆包摂に価値を見出す視点はないだろうか。

私見では、この点もすでに実践の中に示されているように思う。図3は、各方略をとった際に、障害者のスポーツ大会に健常者を包摂するとしたらどのような可能性になり、どのような問題が起きるかを検討したものである。

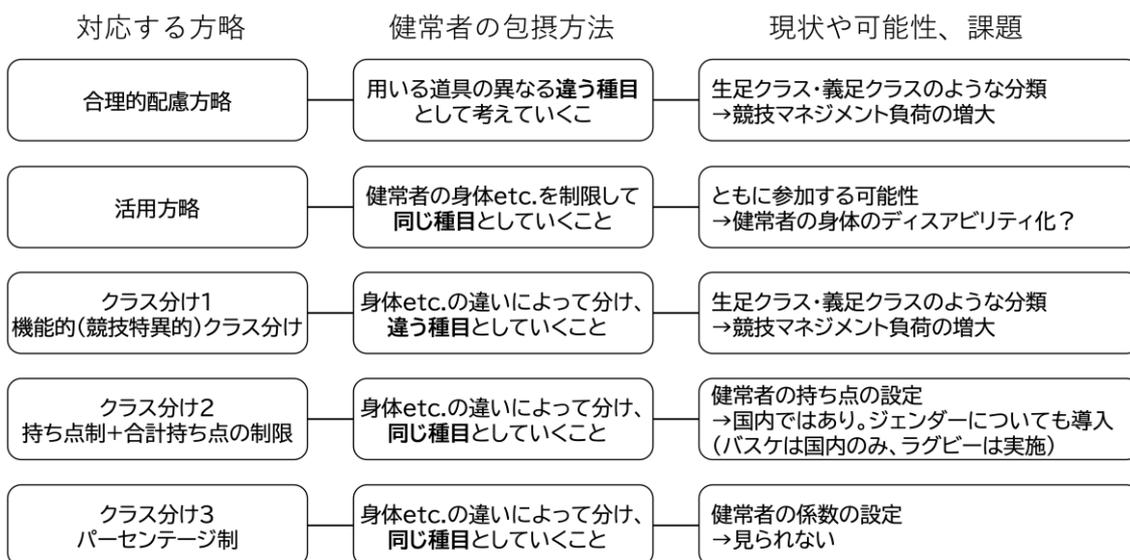


図3 各方略と健常者の包摂の可能性

こうしてみると、合理的配慮方略と機能的クラス分けの方略（クラス分け1）は、健常者を包摂することは難しいことがわかるだろう。合理的配慮方略では身体があくまでもインペアメント、不足・欠損として位置づけられてしまう。そのため合理的配慮方略は、健常者と障害者を階層的な位置に置きがちである。また、機能的クラス分けの方略は、インペアメントがあることを前提に競技の視点からディスアビリティをまとめるのみで終わることにその限界があるように思われる。障害者から非障害者までのスペクトラムのなかで、それぞれのインペアメントおよびディスアビリティにしたがって、異なる種目としてカテゴリー分けする形になってしまう可能性が高い。また、合理的配慮が必要な人と必要でない人の分割も自明視されるだろう。これはオリンピック/パラリンピックの包摂なども考えたとき、クラスの増大によって競技マネジメントの負荷が増大しすぎるゆえに採用されない可能性が高い。

さらに、合理的配慮方略を検討すると、レームの参加資格問題とIPC対IWBF問題は異なる相貌を持っていることがわかる。たとえば、切断者の義足は移動に対する合理的配慮である。一方、脊髄損傷者が車椅子に乗ってスポーツをすることは、移動に対する合理的配慮であるが、同時に「歩けない」ことをそのまま活用する「活用方略」でもある。車椅子の場合、身体の一部の不足を補うというよりも、身体を新たな道具によって包含する形になっている。そのため、健常者も車椅子に乗ることでプレイが可能となる。しかし健常者は義足で走ることはできない。このあたりの非対称性がレームの排除と関係している可能性がある。すなわち義足のアスリートの問題はオリンピック側で問題であり、車椅子バスケットボールのハイポインターの問題は、パラリンピック内部で問題となる。

図3で示すように、活用方略と持ち点制およびパーセンテージ制の組み合わせに包摂の可能性を考えることができそうである。車椅子バスケットボールの持ち点制ではすでに一

部であるが、健常者も含めて試合を成立させている事実がある。この場合、健常者の持ち点は4.5以上のどこかに位置づくはずだし、チームの持ち点14.0という限定によって健常者の参入が無制限になるわけでもない。この意味で持ち点制のルールは非常にユニバーサルなものになりうる。パーセンテージ制も同様に、健常者のパフォーマンスに対して割り振る適切な係数の設定の問題を、ある程度妥当なものに落ち着かせることができれば実現可能である。また、この仕組みはジェンダーを超えた導入も可能である。車椅子ラグビーでは、女性がコートにいる場合、持ち点の合計が女性選手1人につき0.5点が減算される。車椅子バスケットボールでは、女性選手1人につき、1.5点減算される。このような形で包摂の可能性が用意されている。むしろ、これでスポーツのジェンダー不平等が解消するわけではないことは注意する必要がある。

このように整理すると健常者の障害者スポーツへの包摂は、その身体の「非障害性」が統制されることで可能になることがわかる。また、この包摂ができないことが、障害者スポーツそのものの困難や、2つのクラス分けの論理的な困難ではなく、IOCとIPCの関係のようなポリティカルでマーケティング的な論点からの困難であると理解できるように、問題を明確にすることも容易になるだろう。

最後に、「活用方略」は、スポーツにおける身体状態の標準を当該スポーツに参加する身体の状態（特にインペアメント）に置き、参加者のインペアメントを無効化させる方略である。参加者は個々の身体の状態によらず、同一のレベルに置かれる。ブラインドサッカーやゴールボールでは「見えないこと」が重要であるが、盲から晴眼までのスペクトラムを考えた時、この観点からルールに違反する可能性が高いのは晴眼者である。インペアメントをそのまま活かす戦略は、インペアメントの無効化が目指されている。ブラインドサッカーやゴールボールはそもそも見ることを放棄しているのだから、見えないことが問題となる可能性が失効している。むしろ、見えることが問題であり、フィールドプレイヤーが「見える」ことは、ゲームの構成に対する重大な違反となりえる。その事によって、原理的にすべての人々の参加可能性が担保されているといえるだろう。

さて、このような障害者スポーツの持つ仕組みの多くは、特に障害者（インペアメント・ディスアビリティのある）アスリートに対して、彼・彼女らの身体条件を無理に変更したりカテゴリー分けしたりしないまま、障害者であるままスポーツに参加する可能性を開いていくことになるのではないだろうか。「障害は言い訳にすぎない」わけではない。むしろ、活用方略は「障害を言い訳」にして、「見ない」「立たない」スポーツが成立している。スポーツにとって「障害は資源」であり、スポーツの多様性や面白さの多様性の源である。そのために各人の「インペアメント」や、あるスポーツが作り出す「ディスアビリティ」のような障害にこだわる必要もある。

今後は、より、障害の状態にあるままの身体によるスポーツの可能性を考えていくことが必要であり、その仕組がゲームにどのような特徴を与えているのかを見ていくことが求

められる。そこから新たなスポーツが生まれていこうし、オリンピックとパラリンピックの関係を考え直すこともできる。それが「2020 パラリンピック」後の障害者スポーツの楽しみ方にもなっていくのではないだろうか。

注

¹ 本稿は、2021年10月10日に開催された、人権社会学第2回WEB公開シンポジウム『パラリンピックから考える人権/人権社会学』における第1報告である渡正「身体や能力の違う人がどのように競うのか？パラリンピックから考える「仕組み」の話」をもとに書き下ろしたものである。

² このとき「非障害化」という言葉を使っている点については檜田（2019）の注6に詳しい。

³ ただし、「アダプテッド・スポーツ」の論理構成においては、スポーツ参加においてインペアメントがディスアビリティとして現象するといった視点はなく、インペアメントは単に不足・欠損として捉えられ、その対応としてルールの変更その他が主張される点で、本論における理解の仕方とは異なっている。

⁴ どのようなインペアメントを障害とするかということと、誰がパラリンピックに参加する資格があるかということ、そして誰がある競技に参加する資格があるかは、必ずしも一致するわけではない。これが大きな齟齬を生んだのが、IPCと国際車椅子バスケットボール連盟（IWBF）との議論の争点となったといえよう。

⁵ ゲームの内容については渡（2012）に詳しい。

文献

Buckley Jane, 2008, "Classification and the Games," Schants Otto J. & Gilbert Keith, *The Paralympic Games: Empowerment of Side Show?*, Meyer & Meyer: 90-101.

Connick Mark J., Beckman Emma, Tweedy Sean M., 2018, "Evolution and Development of Best Practice in Paralympic Classification," Brittain Ian, Beacom Aaran, *The Palgrave Handbook of Paralympic Studies*, Macmillan: 389-416.

星加良司, 2021, 「パラリンピックに潜む『危うさ』全盲の社会学者に聞く」時事通信社WEBサイト, <https://www.jiji.com/jc/v4?id=20210907parainterview0001>, 2022年3月16日最終確認.

指宿立・三井利仁・池部純政・田島文博, 2016, 「パラリンピックスポーツにおけるクラス分けの動向」『義装会誌』32(4): 220-225.

International Paralympic Committee (国際パラリンピック委員会) WEB ページ, (<https://www.paralympic.org/classification>, 2022年3月16日最終確認) .

- 檜田美雄, 2019, 「障害社会学の立場からの障害者スポーツ研究の試み——『障害者スポーツとしての障害者スポーツ』」, 榊原賢二郎編『障害社会学という視座——社会モデルから社会学的反省へ』新曜社: 65-87.
- 檜田美雄, 2020, 「スポーツ社会学が実践の学になるための2つの方法——設計主義的思い込みから自由になること, 及び, シークエンスあるいはシステムへの注目」『スポーツ社会学研究』28(2): 43-56.
- 檜田美雄, 2021, 「東京 2020 オリパラ競技大会から考える人権社会学——権利認識されがたい『パスする日常』に注目する『人権社会学』を用いて, 対セメンヤほか計3種の『参加拒否問題』を考える」『現象と秩序』15: 101-123.
- 河西正博, 2013, 「『クラス分け』とは何か」『現代スポーツ評論』29: 101-107.
- 三井利仁・安藤佳代子・兒玉友・指宿立, 2021, 「パラスポーツの競技種目とクラス分け」『臨床整形外科』56(1): 43-45.
- 中森邦男, 2008, 「パラリンピックの最近の動向-クラス分け」『臨床スポーツ医学』25(6): 609-614.
- 榊原賢二郎, 2019, 「障害社会学と障害学」榊原賢二郎編『障害社会学という視座——社会モデルから社会学的反省へ』新曜社: 152-201.
- 飛松好子, 2019, 「パラリンピック参加に必要な資格とクラス分け」『Loco Cure』5(4): 39-44 (315-320) .
- The Union of the Physically Impaired Against Segregation and The Disability Alliance, 1976, *Fundamental Principles of Disability*, London.
- 渡邊貴裕・渡正・伊藤真紀, 2018, 「障害者スポーツ研究の国際動向」『発達障害研究』40(3): 246-251.
- 渡正, 2012, 『障害者スポーツの臨界点——車椅子バスケットボールの日常的実践から』新評論.
- 渡正, 2019, 「パラリンピックは多様性のある社会を実現できるのか?」『現代スポーツ評論』40: 148-152.
- 渡正, 2020, 「障がい者スポーツにもたらされるべき変化とは」日本スポーツ社会学会編集企画位委員会編『2020 東京オリンピック・パラリンピックを社会学する——日本のスポーツ文化は変わるのか』創文企画: 130-150.
- 渡正, 2021, 「障害者スポーツの中の未来」檜田美雄・小川伸彦編『<当事者宣言>の社会学——言葉とカテゴリー』東信堂: 27-49.

【編集後記】『現象と秩序』第16号をお届けします。この度、『現象と秩序』を複数のWEBサイトに掲載する公示（オプト・アウト機会の保障の公示）をいたしました。今後、本誌を複数のWEBサイトで掲載していくということに関する公示です。詳しくは本誌91～92頁をご確認いただき、本件にご了承いただけない著者の方は、2022年8月末日までに下記「現象と秩序編集企画室」までお申し出ください。なお、お申し出のない場合は、ご了承いただけたものとさせていただきます。

さて、今回もスポーツ社会学や言語学等、多様な分野の専門家からご寄稿いただきました。

第1論文は、パラリンピック選手のとあるポスターに記された「障害は言い訳にすぎない」という文言をめぐるディスコース分析です。機能的クラス分け制度のあり方を中心に、いまだ残る課題についても論じられています。

第2論文は、看護師を“辞めた”人びとのキャリア形成に関するインタビューとその分析です。いかに、かれらの人生に看護師経験が生きているかを丁寧に考察しています。

第3論文は、ある高齢者が、アマゾン社のエコーショーという機械（その中には「アレクサ」というAI〔人工知能〕が棲んでいます）を用いて、遠隔地にいるお孫さんと交流する実験のときに何が起きたか、のビデオ・エスノグラフィーです。「支援」というものの難しさ、「学習」をモニターするということの困難がもの見事に描かれています。教育社会学の成果としても読むことができるでしょう。

第4論文は、「郭中奇譚」（江戸板）と「異本郭中奇譚」（大坂板）における罵りの助動詞を比較・分析したものです。方言を意識した置き換えのみならず、その地方ならではの内容への改訂の結果、複数の罵りの助動詞が使用されるようになったようです。

今回もぜひご堪能ください。（H.Y.）

『現象と秩序』編集委員会（2021年度）

編集委員会委員長：堀田裕子（愛知学泉大学）

編集委員：樫田美雄（神戸市看護大学）、中塚朋子（就実大学）

編集幹事：川上陵哉（神戸市外国語大学）

編集協力・印刷協力：村中淑子（桃山学院大学）

『現象と秩序』第16号 2022年 3月31日発行

発行所 〒651-2103 神戸市西区学園西町 3-4

神戸市看護大学 樫田研究室内 現象と秩序企画編集室

電話・FAX) 078-794-8074（樫田研）， e-mail: kashida.yoshio@nifty.ne.jp

PRINT ISSN : 2188-9848

ONLINE ISSN : 2188-9856

<http://kashida-yoshio.com/gensho/gensho.html>